

# 全国ユニオン 3/26 厚生労働省要請

全国ユニオンは2026年3月26日、毎年春と秋に行っている厚生労働省との交渉を参議院議員会館会議室で開催しました。

今回のテーマは以下のとおり。

## 1、労働基準法関係について

- (1) 「留意事項」の徹底について
- (2) 休業手当の計算方法について

## 2、スキマバイトについて

## 3、無期雇用派遣について

## 4、介護保険制度について

- (1) 「基本報酬」とりわけ早急に訪問介護報酬を引き上げること
- (2) 処遇改善加算の支給要件について

## 5、高齢者雇用安定法について（70歳までの雇用確保について）

- (1) 高齢者に対する有期特別措置法の第2種認定に適用について
- (2) 70歳までの高齢者就業確保措置について



1 (1) の「留意事項」はシフト制に関する要請です。シフト制であることで就業日数が極端に減少しても休業手当の支払い義務はないという労働基準法の穴について改善を求めています。同時に法定の休業手当が低額で生活困窮に陥ってしまうこと、を訴えました。

2、スキマバイトについては、突然のキャンセルの際の休業手当の支払いの徹底、

3、無期雇用派遣については、無期転換後の労働条件の改善を求めています。



4の介護保険については、特に訪問介護で介護報酬の引き下げにより、倒産も相次いでいて、訪問介護事業所がなくなったという自治体も出るなど深刻な問題です。今回の厚生労働省交渉の設定をしていただいた社民党の福島みずほ党首からも早急に訪問介護の報酬の引き上げを求める発言がありました。

現在、政府が行っているのは基本報酬の引き上げではなく「処遇改善加算」による賃上げ。ところが、この処遇改善加算については厚生労働省が作成したQ&Aで「最低賃金を満たした上で、賃金の引き上げを行っていただくことが望ましい」とされているため、処遇改善加算を含めてやっと最低賃金をクリアするという使われ方も散見されています。

この日も、処遇改善加算を含むことで最低賃金をクリアしている契約書を示して、改善を求めました。

5、高齢者雇用安定法について（70歳までの雇用確保について）では、急激な高齢社会が進展する中、65歳を超える方からの労働相談も増えています。平均寿命も延びています。希望すれば65歳以降も安定して就業できる環境づくりを訴えました。

いずれも、なかなか改善に向けた回答は引き出せませんが、問題点はだれも指摘しなければ存在しないことにされてしまいます。今後も引き続き粘り強く、訴えていきます。

全国ユニオン 事務局長 関口 達矢